

三宅町スズメバチ等駆除費補助金交付要綱

令和4年6月1日

要綱第14-2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチ等による危害を防止し、もって町民生活の安全を図るため、町民等に対するスズメバチ等の営巣の駆除に要した費用の一部の補助について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スズメバチ等 ハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科に属する昆虫をいう。

(2) 駆除業者 スズメバチ等の営巣の駆除を業とする者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) スズメバチ等の営巣（町内に限る。）がある建物又は土地の所有者、使用者又は管理者で法人でない者。

(2) 駆除業者により、スズメバチ等の営巣を駆除した者。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、駆除業者に委託して行ったスズメバチ等の営巣の駆除に要した経費（駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要がある場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、スズメバチ等の営巣の駆除後に、三宅町スズメバチ等駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に次の掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 駆除費用の明細が記載された領収書の写し

- (2) 駆除を実施した場所の位置図又は見取図
- (3) 駆除前及び駆除後の写真各 1 枚（営巣が分かるものに限る。）。ただし、屋内にある営巣で、駆除前の写真撮影が困難なときは、この限りでない。
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、駆除したスズメバチ等の営巣一個当たり一申請とし、複数のスズメバチ等の営巣の駆除を行った場合、駆除した営巣の個数分の申請を行うことができる。

（補助金の交付申請の時期）

第 7 条 補助金の交付申請の時期は、駆除作業を実施した日から起算して 30 日以内又は駆除を実施した年度の 3 月末日までのいずれか早い日までとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付申請の受付停止）

第 8 条 町長は、補助金交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認めたときは、当該申請の受付を停止することができる。

（補助金の交付の決定等）

第 9 条 町長は、第 6 条の規定により申請のあった補助金交付申請書を審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、三宅町スズメバチ等駆除費補助金交付額決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 前条の規定により補助金の決定通知を受けた者は、三宅町スズメバチ等駆除費補助金交付金請求書（様式第 3 号）を町長に提出するものとする。

（補助金の支払い）

第 11 条 町長は前条の規定により請求書の提出があった場合は、請求日から起算して 30 日以内に請求者の指定する口座へ振り込むものとする。

（手続代行者）

第 12 条 補助金の交付申請を行う者は、第 6 条に規定する申請及び第 10 条に規定する請求その他の手続きについて、登録駆除業者に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 依頼を受けた駆除業者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続を誠意をもって実施しなければならない。この場合において、手続代行者は、本手続の代行を通じ補助金交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱わなければならない。

- 3 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付申請を行ったと認める
手続代行者に対して町の補助金に係る手続きの代行を認めないことができる。

(立入検査等)

第14条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると
認めるときは、補助金交付申請者及び手続代行者に対して報告を求め、補助金
交付申請者について必要な指示をし、又はスズメバチ等の駆除作業現場の確認
及び手続代行者の事務所等に立ち入り、帳簿類その他の物件を検査し、関係者
に対して質問することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。